

○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年2月20日 平成20年2月5日
平成22年7月20日 平成22年10月1日

(趣旨)

第1条 宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター（以下「フィールドセンター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 フィールドセンターは、「自然との共生」及び「食と環境の調和」についてのフィールド科学に関する教育・研究を行い、地域社会及び国際社会へ貢献することを目的とする。

(附帯施設及び教育・研究支援部門)

第3条 フィールドセンターに附帯施設として、木花フィールド（農場）、住吉フィールド（牧場）、田野フィールド（演習林）及び延岡フィールド（水産実験所）を置く。

2 フィールドセンターに教育・研究支援組織として、農業部門、牧畜部門、森林部門及び海洋部門の4部門を置く。

(組織)

第4条 フィールドセンターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) フィールドセンター長
- (2) 部門長
- (3) 附帯施設長
- (4) 専任教員
- (5) 併任教員
- (6) 客員教授
- (7) 事務系職員
- (8) 技術系職員

(フィールドセンター長)

第5条 フィールドセンター長は、フィールドセンターの管理及び運営を統括し、重要な事項については、農学部長に報告しなければならない。

(部門長)

第6条 部門長は、フィールドセンターの専任又は併任の教員の中からフィールドセンター運営委員会の推薦により、フィールドセンター長が任命する。

- 2 部門長は、フィールドセンター長を補佐し、部門の業務を処理する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(附帯施設長)

第7条 附帯施設長は、フィールドセンターの専任教員の中からフィールドセンター運営委員会の推薦により、フィールドセンター長が任命する。

- 2 附帯施設長は、附帯施設の業務を処理する。
- 3 附帯施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(併任教員)

第8条 併任教員は、各学科推薦教員1人及びフィールドセンター長推薦教員1人について、農学部長が任命する。

- 2 学部長は、前項に規定するほか、必要に応じて併任教員を任命できるものとする。
- 3 併任教員の任務については別に定める。
- 4 併任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員教授)

第9条 客員教授は部門に所属し、フィールドセンター専任教員に協力して、フィールド科学に関する教育・研究を行う。

- 2 客員教授の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授の選考については、別に定める。

(フィールドセンター運営委員会)

第10条 宮崎大学農学部附属施設規程第5条の規定に基づき、フィールドセンター運営委員会を置く。

- 2 フィールドセンター運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(センター実務委員会)

第11条 フィールドセンターにセンター実務委員会を置く。

- 2 センター実務委員会の組織及び運営については、別に定める。

(地域協議会)

第12条 フィールドセンターに地域協議会を置く。

- 2 地域協議会は、本学の教員及び地域の関係者で組織する。
- 3 地域協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第13条 フィールドセンターに委員会を置くことができる。

- 2 組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第14条 フィールドセンターの事務は、フィールドセンター事務係において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。